

クーリング・オフ

クーリング・オフは、訪問販売などで契約をしたときに一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフの通知の方法を知っておきましょう！

1. 訪問販売におけるクーリング・オフ

- ・ 訪問販売のクーリング・オフは8日以内です。
- ・ クーリング・オフは、電話ではなく必ず**はがき（書面）**で出しましょう。はがきは、裏・表とも**コピー**を取り保存しておきます。
- ・ クーリング・オフ期間内での消印は有効です。
- ・ **郵便局の窓口**に行き「**特定記録郵便**」で出します。

はがきによるクーリング・オフ記載例

1-①. 信販会社に通知

クレジット契約をした場合は信販会社にも通知します。

| | |
|---|--|
| <p>平成〇年〇月〇日 〇市〇町〇丁目〇番地 氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 印</p> <p>右記日付の契約は解除します。</p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 〇〇営業所</p> <p>契約解除通知書</p> | <p>郵便はがき</p> <p>〒</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇信販株式会社 代表者様</p> |
|---|--|

1-②. 販売会社に通知

代金を支払ったり
商品を受けとっている場合

| | | | |
|------------|-------|-----------|----------------|
| 平成〇〇年〇月〇日 | 契約年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 | 契約解除通知書 |
| 〇市〇町〇丁目〇番地 | 商品名 | 〇〇〇〇〇〇 | |
| 氏名 | 契約金額 | 〇〇〇〇〇〇円 | |
| 〇〇〇〇 | 販売会社名 | 〇〇株式会社 | |
| 〇〇〇〇 | | 〇〇営業所 | |
| 〇〇〇〇 | | 担当者 | 〇〇氏 |
| 印 | | | |

郵便はがき

〒

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社
代表者様

あきらめないで相談してください。

クーリング・オフ期間を過ぎていても契約書面に不備があったり、契約時の勧誘に問題などある時は、契約を解除できる場合があります。また、店舗契約であってもクーリング・オフや中途解約できる場合もあります。くわしくは、ご相談ください。

2. 通信販売におけるクーリング・オフ

通信販売（テレビショッピング・インターネット通販・チラシ、カタログ・雑誌など広告を見て自分から申し込む取引）の場合、クーリング・オフ制度はありません。注文する前によく考えて、返品対応の規定についてよく確認してから注文しましょう。

返品特約の有無について分かりやすく表示することが特定商取引法で改正されました。（平成21年12月から）

通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場合、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間、返品が可能です。

返品不可等の表示がされている場合、商品に隠れた瑕疵（傷や欠陥）がない限り、

原則として返品はできません。また、返品可と表示されている場合でも、いろいろな条件がついている場合がありますので、確認しましょう。なお、返品送料は購入者の負担となります。